

9月定例会の概要

令和3年9月定例会を次のとおり開催しました。

本会議	1日・7日（議案上程 （委員会付託））	3日・6日・7日・8日
常任委員会	10日（委員長報告等）	10日
本会議	14日・15日 (市政一般質問等)	特別委員会

◆議決結果（詳細はP6）
市長提出議案 原案可決21件、
修正可決1件、

人事案件同意2件、
専決処分承認4件、

専決処分の報告6件、
諮詢異議ない旨答申1件

人事案件同意2件、
専決処分承認4件、

専決処分の報告6件、
諮詢異議ない旨答申1件

人事案件同意2件、
専決処分承認4件、

専決処分の報告6件、
諮詢異議ない旨答申1件

◆「被爆体験者の認定・救済を求める意見書」を提出

国が定める指定地域外で長崎原爆に遭ったため被爆者と認められていない「被爆体験者」の救済を求める意見書（議員提出議案）を全会一致で可決し、国会及び関係行政庁に送付しました。

長崎市あぐりの丘条例が可決されました

◆経緯

本市では、子どもたちが豊かな自然環境の中で遊びながら成長できるよう、農業体験等ができるいこいの里（愛称：あぐりの丘）に全天候型子ども遊戯施設を整備しています。同遊戯施設の令和4年10月28日の供用開始にあわせて、いこいの里条例を廃止し、子どもを中心にしての世代に豊かな自然及び多様な施設を活かした遊びや体験等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資する施設を設置する「あぐりの丘条例」が提案されました。

◆条例の概要

全天候型子ども遊戯施設を含むあぐりの丘を設置し、あわせて指定管理者による管理とするため、指定管理者が行う業務や開園時間及び休園日、同遊戯施設の入館料などを定めるものです。

なお、あぐりの丘の入園料は現行ど同様に無料となります。全天候型子ども遊戯施設への入館については、大型遊具の維持管理・更新などのため、利用者から一定の負担を求めるものとしています。

◆審査結果

付託された教育厚生委員会では、指定管理者制度の導入に当たり、既存店舗等の使用ができないことや、市民活動団体に対する活動の場の提供が

終了することによる影響の有無、全天候型子ども遊戯施設の入館者数が見込みを上回った場合の対応方針などについて質すなど内容検討の結果、既存の店舗で就労している障害者などが就労の場を失うことがないよう、指定管理者へ積極的な働きかけを行ってほしい、幼稚園等の園芸体験事業の廃止後も別事業としての実施を検討してほしい、非課税世帯やひとり親世帯に対する入館料の減免措置を検討してほしいなど

の要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定し、本会議においても全会一致で可決しました。



▲全天候型子ども遊戯施設イメージ

9月臨時会の概要

9月28日に開いた臨時会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県の要請に伴う飲食店等の営業時間が短縮や不要不急の外出自粛により、直接・間接の影響を受けて、売上げが減少した市内の中堅・中小事業者へ一時金を支給する予算を計上した第129号議案「令和3年度長崎市一般会計補正予算（第17号）」が提案され、各常任委員会で審査を行い、内容検討の結果、異議なく原案を可決し、本会議においても、全会一致で可決しました。